

随意契約理由書

件名	定置型採水器点検整備【単価契約】
契約の相手方	株式会社 エヌケーエス
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>定置型採水器とは、場内に引き込んだ下水を分析するために、定期的に採水する機器であり、市内の各下水処理場に設置されている。</p> <p>各下水処理場に設置されている採水器は、当該業者が製造したものであり、この機器に関して技術的に精通している。特にコンプレッサー及びエアバルブは当該業者の特注品であり、これらの分解清掃は、機器に精通している当該業者でなければ行うことができない。</p> <p>また、消耗部品として取替えが必要となる採水ホース、コンプレッサー用のダイヤフラム及びバルブフラッパーも、一般市販品ではなく、本採水器専用の部品であることから、当該業者以外では調達が困難である。</p> <p>更に、ダイヤフラム及びバルブフラッパーの取替えは、当該業者では部品単体での提供が可能であるが、当該事業者以外の業者では、コンプレッサー本体を調達し取替えしなければならないことになり、取替えに係る経費が著しく増大することが見込まれるため。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局下水道部計画課水質検査事務所（電話番号 753-5331）